

糸田町立緑ヶ丘病院電子カルテ等システム導入委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、糸田町立緑ヶ丘病院における医療情報の標準化・共有化を推進するとともに、業務の正確性・効率性を高め、患者サービス及び医療の質の向上を図るべく、電子カルテをはじめとする医療情報システムの調達を目的とする。

2 業務内容

- (1) 委託業務名 電子カルテ等システム導入委託業務
- (2) 場 所 福岡県田川郡糸田町3187番地
- (3) 委託期間 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)
- (4) 仕様等 別紙「糸田町立緑ヶ丘病院電子カルテ等システム仕様書」のとおり
- (5) 委託料の上限 120,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、見積提案額の規模(上限)を示すものである。
- (6) 担当課 糸田町立緑ヶ丘病院庶務係
〒822-1315 福岡県田川郡糸田町3187番地
Tel0947-26-0111

3 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定による制限を受けていないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) 糸田町入札参加資格名簿に記載されていること(糸田町役場総務課にて随時受付)。
- (4) 国、都道府県又は地方公共団体からの指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 納入を予定している電子カルテシステム及び医事会計システム(以下「基本システム」という。)は、直近10年以内で、60床以上を有する病院で10以上の稼働実績を有すること。
- (6) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同上第6号に規定する暴力団員またはこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (7) 町と紛争又は争訟関係にないこと。
- (8) 租税滞納が無いこと

4 参加申請

- (1) 参加を希望する者は、下記の提出書類を提出し、入札参加資格の審査を受けるものとする。様式については糸田町ホームページからダウンロードすること。ダウンロードできない者については、担当課にてデータの受渡しを可能とする。その際は、USBまたは、CD-ROMを持参すること。紙媒

体でのコピーを必要とする場合は、A4サイズ1枚あたり10円で手渡しするものとする。

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②会社概要（様式第2号）
- ③履歴事項全部証明書
- ④直近の確定申告書類の写し
- ⑤納税証明書（法人税及び消費税及び地方消費税について未納のない証明書）の写し
- ⑥ベンダーの導入実績調査（様式第3号）

(2) 提出方法

糸田町立緑ヶ丘病院 庶務係へ持参又は郵送すること

(3) 提出期限

令和5年10月4日（水）午後5時まで。郵送の場合は提出期限日午後5時必着とする。

5 参加資格確認通知書について

提出書類に基づき、3に定める資格要件を満たすか確認を行い、参加資格の有無を参加資格確認通知書（様式第8号）で令和5年10月6日（金）に郵送し通知する。

また、参加表明後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（様式第7号）を提出すること。

6 現場説明会

現場説明会は行わない

7 デモンストレーションの実施

参加資格通知書にて資格有りとして通知した事業者を対象として院内のデモンストレーション実施期間（令和5年10月10日（火）から令和5年10月31日（火）まで）を設ける。デモンストレーションを実施するかは各事業者の判断によるものとし、時期についてはそれぞれの事業者と庶務係にて調整を行う。デモンストレーションの実施は期間中に1日とし、実施方法については当院で実施可能な方法のうち事業者の提案による。デモンストレーションに必要な機材については事業者において準備すること。

8 質疑書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書等に関する提出書類及び事業実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質疑や提案内容に関する質疑は受け付けない。

(1) 質疑書の受付

- ①質疑については質疑書（様式第5号）に業者名、質疑者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、質疑内容を記入の上電子メール又はFAXで受け付ける。
- ②質疑の受付は令和5年9月22日（金）午後5時までとする。
- ③回答については令和5年9月29日（金）までに、糸田町HP上に掲載する。
- ④質疑の提出先は下記のとおりとする。

担当 : 糸田町立緑ヶ丘病院庶務係 池田

F A X : 0947-26-2425

M A I L : midorigaokahp@titan.ocn.ne.jp

9 審査

(1) 提出書類

①企画提案提出書 (様式第9号)

②会社概要 (様式第2号) (再提出)

③ベンダーの導入実績調査 (様式第3号) (再提出)

④企画提案書 (任意様式)

企画提案書の作成にあたっては、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすいものにする。重要提案項目については別紙「重要提案事項」を参照すること。企画提案書は各社1提案とし、A4判で作成すること。図面等、構成上やむを得ない箇所は、A3版横長を折り畳みにして綴ること。

⑤見積書 (任意様式)

仕様書に基づき作成すること。(任意様式) 留意点は次のとおり。また、消費税についてはすべて外税とする。

ア 電子カルテ基本システム分と部門システム分 (部門ごとに、他社分を含む) を計上すること。

イ システム別に経費の内訳 (ハードウェア、ソフトウェア等) を記載し、各積算項目の明細についても適宜記載すること。

ウ 端末等の台数について、別紙 (任意様式) にその根拠となる条件等を記載すること。

エ 他社製の部門システムを採用する場合、見積書とシステムの概要が分かる資料を添付すること。

オ 保守料について概要が分かる資料を添付すること。(ハード・ソフト/7年分) また、システム別に経費の内訳 (ハードウェアメンテナンス、ソフトウェアメンテナンス等) について記載すること。

カ 端末等の増設費用について、1台増設、10台増設の場合について記載すること。

キ その他必要とする費用について、内容を詳細に記入すること。

⑥システム仕様書の回答書 (別添)

⑦データ移行計画書 (様式第4号)

⑧実施計画書 (様式第6号)

上記の提出書類を、企画提案提出書に代表者印を押印した原本を1部、副本を10部 (コピー可) 提出すること。提出期限は令和5年11月6日 (月) とし、担当課宛まで持参又は郵送すること。

※上記書類については電子媒体でも提出すること。媒体についてはDVD-R とすること。

(2) 審査委員会の設置

企画提案の審査及び候補者の選考を公正に行うため、「電子カルテ等システム導入委託業務プロポーザル審査委員会」を設置する。

(3) 審査方法

本提案に対し、1次審査を行い、得点上位4業者程度を決定する。決定した上位事業者においてプレゼンテーション及びヒアリングによる2次審査を行う。

① 1次審査（令和5年11月14日（火）実施予定）

提出された書類について、1次審査基準（別紙）に基づき評価を行い、上位4業者程度を決定する。審査の結果については令和5年11月15日（水）（予定）に通知を送付する。

② 2次審査（令和5年11月22日（水）実施予定）

1次審査で選考された事業者に対しては、企画提案書に基づくプレゼンテーション、ヒアリングを行い、2次審査基準（別紙）に基づき評価を行う。内容については次のとおり。

ア 開催場所は糸田町立緑ヶ丘病院 講堂とする。

イ 出席者（説明者）は3名程度とし、プレゼンテーションを20分以内、ヒアリング（審査委員からの質疑）を10分程度とする。

ウ プレゼンテーションに必要な機器及び通信回線等は事業者で用意すること。その際、スクリーンやプロジェクターが必要な場合は事前に連絡すること。

10 契約候補者の選定

2次審査により、最優秀1者を特定する。最高得点の者が複数となった場合は、審査委員会の協議により順位を決定し、受注候補者として決定する。留意事項は次のとおり。

（1）企画提案において期日までに提出された企画提案書にて行うこととし、追加配布資料は認めない。

（2）参加者が1者の場合でもプレゼンテーションは実施する。また、審査において、各審査委員の平均が60点以上であれば、その提案者を受注候補者として決定する。

11 審査結果の通知

審査結果については令和5年11月24日（金）（予定）に参加者全員に文書にて通知する。また、受注候補者以外の名称を除いたうえで、各提案者の評価点数を本町公式ホームページで公表する。

なお、各評価項目の点数は公開しないものとし、審査結果についての異議申し立ては受理しない。

12 契約の締結

候補者の選定後、契約内容の協議を行い、協議が整い次第改めて見積書を提出し、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、審査した優先候補者が辞退した場合、又は協議開始から10日以内に協議が整わない場合、次点者と契約内容について協議するものとする。

13 参加者の失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

（1）応募者が「3参加資格要件」の要件を満たさなくなったとき。

（2）書類の提出期限やその他本要領の記載事項を遵守しなかったとき。

（3）提出書類に虚偽があった場合。

- (4) 見積額が「2 (5) 委託料の上限」に定める上限を超えるとき。
- (5) 審査委員会の委員に対する働きかけなど、審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は目的外に使用しない。
- (3) 提出期限後の書類等の追加・修正・差し替え等は、一切認めない。ただし、指示があった場合は除く。
- (4) 参加者から提出された書類等は返却しない。
- (5) 提案にあたって、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。
- (6) 本プロポーザルへの参加申込者は、参加を通じて知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすてはならない。

15 事業者選定に係る日程

別添「スケジュール表」のとおり

16 問い合わせ、書類提出先

糸田町立緑ヶ丘病院庶務係 担当：池田
〒822-1300 福岡県田川郡糸田町 3187 番地
T E L : 0947-26-0111
F A X : 0947-26-2425
M A I L : midorigaokahp@titan.ocn.ne.jp